官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産五八四）　一
○登録免許税法別表第一第百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示（経済産業六五）　三
〔その他告示〕
○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二九）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務九八～一〇五）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一〇六～一〇八）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一〇九～一一一）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産五八五）　二四
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同五八六）　二六
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境五二）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一六九
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　一九二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一九三
会社その他
会社決算公告　一九四
一九八

法規的告示

○農林水産省告示第五百八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓